

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）低入札価格調査制度実施要領 （測量・建設コンサルタント等業務版）

第1 目的

この要領は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が発注する測量・建設コンサルタント等業務について、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（測量・建設コンサルタント等業務版）（以下「要綱」という。）及び大阪府総務部契約局低入札価格調査実施マニュアル（測量・建設コンサルタント等業務版）（以下「マニュアル」という。）に定められた事項のほか、低入札価格調査の実施に必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、要綱第2条の各号によるほか、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に規定するとおりとする。

第3 低入札価格調査制度の適用対象

総合評価一般競争入札及び一般競争入札（国際競争入札に限る）で行う測量・建設コンサルタント等業務の入札については、低入札価格調査制度を適用する。

ただし、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領別表三」を適用する業務種別に限る。

第4 失格基準価格の適用

低入札価格調査制度を適用した場合は、次に掲げるものを除いて、失格基準価格を適用する。

(1) 国際競争入札案件

(2) 総合評価落札方式（技術提案型）を適用する案件のうち、その目的達成に著しい支障が生じると認められるもの

第5 失格となる判断基準

低入札価格調査基準価格を下回る価格の入札が行われ、低入札価格調査に必要となる、当該入札者から提出された資料（以下「調査資料」という。）の調査及び審査を行う場合において、当該入札を失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）は、別に定めるものとする。

第6 積算等技術的事項に関する調査の実施

契約局建設工事課長から、積算等技術的事項に関する調査（以下「調査」という。）の依頼があった場合は、発注事務所等（都市整備部の本庁各室・課並びに大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第2条第1項第2号及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）第2条第1項第1号の規定に定める予算執行機関をいう。以下同じ。）に設置する低入札価格調査部会（以下「部会」という。）において、調査資料が全て整っていることを確認する。

2 前項に定める調査において、調査資料が全て整っていないことが確認されたときは、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告し、その結果を契約局建設工事課長に報告するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員会において審査するものとする。

3 第1項に定める調査において、調査資料が全て整っていることが確認できた場合は、以下の内容に

ついて、調査資料の審査、ヒアリング、関係機関への照会等の調査を部会において実施するものとする。

なお、調査資料の様式は、別に定めるものとする。

- | | |
|--|---------|
| (1) 低入札価格調査資料（表紙） | （様式第1号） |
| (2) 低価格入札理由書 | 【様式①】 |
| (3) 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 | 【様式②】 |
| (4) 一般管理費等内訳書 | 【様式③】 |
| (5) 当該契約の履行体制 | 【様式④】 |
| (6) 配置予定技術者名簿 | 【様式⑤】 |
| (7) 直接人件費内訳書 | 【様式⑥】 |
| (8) 手持ち建設コンサルタント業務等の状況 | 【様式⑦】 |
| (9) 過去5ヶ年において受注・履行した同種業務の名称及び発注者 | 【様式⑧】 |
| (10) 第三者による照査等を委託する者の確約書 | 【様式⑨】 |
| (11) 第三者による照査等を受託する者の確約書 | 【様式⑩】 |
| (12) 過去3ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、
賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の
負担状況が確認できる書面の写し、給与規則の提示 | 【自由様式】 |
| (13) その他必要な事項 | |

第7 契約に適合した履行がなされると認めた場合の措置

部会長は、部会による調査及び審査の結果、低入札価格調査の対象となった落札候補者（以下「調査対象者」という。）の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、委員長に報告した上で、契約局建設工事課長に報告するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員会において調査及び審査するものとする。

第8 契約に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合の措置

部会長は、部会による調査及び審査の結果、最低価格入札者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、調査及び審査の結果並びに意見を記載した書面を作成し、委員会の議を経て契約局建設工事課長に報告するものとする。

第9 低入札価格調査失格者への入札参加制限

審査会の低入札価格調査において失格判定（失格基準価格に係る失格判定を除く。）を受けた者は、失格判定を受けた日から、3ヶ月以内に公告される都市整備部、大阪港湾局及び大阪都市計画局発注業務の入札に参加できないものとする。ただし、国際競争入札案件には、本入札参加制限の条件は付さない。

また、国際競争入札案件で失格判定を受けた者は、国際競争入札案件以外の案件に対しては本入札参加制限を受ける。

第10 品質確保のための措置

低入札価格調査基準価格未満の価格で契約する委託業務（以下「契約対象業務」という。）について、委託成果の品質の確保の観点から、下記に定める事項を実施するものとする。

- (1) 受注者の全額負担において第三者による照査（以下「第三者照査」という。）
- (2) その他、都市整備部長が必要と認める事項

第 11 第三者照査を行う者の要件

第三者照査を行う者の要件としては、次の(1)から(3)までのすべて満たすものとする。

- (1) 第三者照査を行う者は、照査を実施する契約対象業務の入札参加資格の項目をすべて満たしていること。

また、配置技術者の項目については、第三者照査を行う者の担当者が条件を満たしていること。

- (2) 第三者照査を行う者が、低入札価格調査時点において大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 第三者照査を行う者と調査対象者との関係が次に掲げるⅠからⅡまでのいずれにも該当しないこと。

Ⅰ 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。